

畜 号 外
令和3年12月12日

全国農業協同組合連合会岩手県本部県本部長
一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
岩手県動物薬品器材協会会長

様

岩手県農林水産部畜産課総括課長

青森県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認(今シーズン国内9
例目)に伴う監視体制の強化の徹底について(依頼)

このことについて、農林水産省から別添のとおり情報提供がありましたので、お知らせ
します。

つきましては、養鶏場に立ち入る際は、消毒を徹底するなど病原体の侵入防止対策に御
配慮願います。

なお、本病に関する最新情報については、農林水産省ホームページに掲載されておしま
す。

農林水産省ホームページ

ホーム > 消費・安全 > 鳥インフルエンザに関する情報
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>



【振興・衛生担当(佐藤) TEL019-629-5729】

青森県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内9例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

本日（12月12日（日曜日））、青森県三戸町（さんのへまち）の肉用種鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内9例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について決定します。

1. 農場の概要

農場所在地：青森県三戸町

飼養状況：肉用種鶏（約7千羽）

2. 経緯

(1) 昨日（12月11日（土曜日））、青森県は、同県三戸町の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。

(2) 同日、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性であることが判明。

(3) 本日（12月12日（日曜日））、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

- (1) 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、
- (2) 農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
- (3) 半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等
必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 政務を青森県に派遣する等により、青森県と緊密な連携を図る。
- 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
- 青森県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 「疫学調査チーム」を派遣。
- 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。

10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和3年12月12日（日曜日）（持ち回り開催）

5. その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、プライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、金子

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

第1回高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議

日時 令和3年12月12日（日）

11時30分から

場所 県庁12階 特別会議室

次 第

- 1 高病原性鳥インフルエンザ対策本部の設置について
- 2 事案の発生状況等について
- 3 各班の対応状況等について
- 4 その他

高病原性鳥インフルエンザ対策本部の設置について

青森県の種鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザが確認された。

このため、青森県の発生農場から半径 10km 内が搬出制限区域となり、本県の一部が該当したことから、令和 3 年 12 月 12 日 9 時 25 分に、高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置した。

青森県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に係る対応について

1 本県における防疫対策

- (1) 当該農場から半径 10km 以内の搬出制限区域内の飼養鶏や生産物等の移動を制限
- (2) 消毒ポイントの設置
- (3) 発生農場から、種卵の移動が確認された、ふ卵場内の種卵の処分
- (4) 周辺農場及び関連農場の異常の有無の確認

2 その他

- (1) 我が国でこれまで、家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。
- (3) 農場等での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあることから、決して行わないようお願いします。

別紙

高病原性鳥インフルエンザ消毒ポイント
(令和3年12月12日現在)

畜産関係車両対象

	設置区域	施設等の名称	場 所	近隣の主要道路	消毒方式	消毒時間	備考
1	搬出制限区域 (半径10km)	49チェーン脱着(県境)	二戸市上斗米字金田一川145-153地先	県道32号線	噴霧	24時間	12月12日10時5分 運営開始

高病原性鳥インフルエンザに関する各種相談窓口

12月12日（日）、青森県三戸町種鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザ疑似患者が確認されました。

鳥インフルエンザに関する各種相談の窓口・電話番号は次のとおりです。

なお、内閣府食品安全委員会は、「鳥インフルエンザ」に感染した鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することはない」としています。根拠のないうわさなどにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応していただきますようお願いいたします。

相談内容	相談窓口	電話番号 ()は夜間・休日
鶏の病気に関すること	農林水産部畜産課	019-629-5722
	中央家畜保健衛生所	019-688-4111
	県南家畜保健衛生所	0197-23-3531
	県北家畜保健衛生所	0195-49-3006
鶏肉・卵の安全に関すること	環境生活部県民くらしの安全課	019-629-5323
	県央保健所環境衛生課	019-629-6588 (019-651-3111)
	中部保健所 "	0198-41-3276 (0198-22-4911)
	奥州保健所 "	0197-48-2423 (同)
	一関保健所 "	0191-34-4691 (同)
	大船渡保健所 "	0192-27-9923 (0192-27-9911)
	釜石保健所 "	0193-27-5523 (0193-25-2701)
	宮古保健所 "	0193-64-2218 (0193-64-2211)
	久慈保健所 "	0194-66-9681 (0194-53-4981)
	二戸保健所 "	0195-23-9219 (0195-23-9201)
	盛岡市保健所生活衛生課	019-603-8311
人の健康面への影響等に関する こと	保健福祉部医療政策室	019-629-5417
	県央保健所保健課	019-629-6558 (019-651-3111)
	中部保健所 "	0198-22-4952 (0198-22-4911)
	奥州保健所 "	0197-22-2831 (同)

相談内容	相談窓口	電話番号 ()は夜間・休日
人の健康面への影響等に関する こと	一関保健所 "	0191-34-4689 (同)
	大船渡保健所 "	0192-27-9922 (0192-27-9911)
	釜石保健所 "	0193-25-2710 (0193-25-2701)
	宮古保健所 "	0193-64-2218 (0193-64-2211)
	久慈保健所 "	0194-66-9681 (0194-53-4981)
	二戸保健所 "	0195-23-9206 (0195-23-9201)
	盛岡市保健所保健予防課	019-603-8308
野鳥に関すること	環境生活部自然保護課	019-629-5371
	盛岡広域振興局保健福祉環境部	019-629-6563 (019-651-3111)
	県南広域振興局保健福祉環境部	0197-22-2831 (同)
	県南広域振興局保健福祉環境部 花巻保健福祉環境センター	0198-22-2331 (0198-22-4911)
	県南広域振興局保健福祉環境部 一関保健福祉環境センター	0191-26-1412 (同)
	沿岸広域振興局保健福祉環境部	0193-25-2702 (0193-25-2701)
	沿岸広域振興局保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センター	0193-64-2218 (0193-64-2211)
	沿岸広域振興局保健福祉環境部 大船渡保健福祉環境センター	0192-27-9913 (0192-27-9911)
	県北広域振興局保健福祉環境部	0194-53-4987 (0194-53-4981)
	県北広域振興局保健福祉環境部 二戸保健福祉環境センター	0195-23-9206 (0195-23-9201)
	畜産農家等の経営に関すること	商工労働観光部経営支援課
農林水産部農業振興課		019-629-5642
農林水産部畜産課		019-629-5721

岩手県環境生活部県民くらしの安全課
岩手県農林水産部畜産課

【対策本部会議次第】

第1回 青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る
危機対策本部会議

日時：令和3年12月12日（日）

11：00～

場所：県庁南棟2階 第三応接室

次 第

- 1 開会
- 2 高病原性鳥インフルエンザの発生状況等について
- 3 本部長指示事項等
- 4 閉会

本県における高病原性鳥インフルエンザの発生状況等について

1 農場の概要

所在地 三戸郡三戸町
飼養状況 鶏 約7,000羽（種鶏）
畜舎数 3棟、平飼い

2 経緯

(1) 農場から県への通報

ア 日時 令和3年12月11日 14時
イ 内容 3棟中1棟で、死亡家きんが増加

(2) 現地調査（立入検査）

八戸家畜保健衛生所が立入りし、インフルエンザウイルス簡易検査を実施した。
検査羽数 13羽（死亡家きん10羽、生きている家きん3羽）
※結果 10羽陽性（死亡家きん10羽）

(3) 遺伝子検査（PCR検査）

青森家畜保健衛生所において、簡易検査を行った13羽中10羽でPCR検査の陽性を確認した。

(4) 疑似患畜の確認

国が、県による簡易検査及び遺伝子検査の結果等に基づき、本日10時に高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と判定した。

3 防疫対応

(1) ～ (3) について速やかに対応する。

(1) 発生農場の措置

- ・第1班として、本庁農林水産部職員80人を動員し、本日、速やかに殺処分を開始
- ・今後、殺処分については、24時間以内に終了する予定
- ・埋却についても速やかに実施できるよう現在調整中

(2) 周辺農場の防疫措置

ア 移動制限

発生農場を中心として半径3km以内の区域について、移動制限区域として設定し、家きん等の移動を禁止

イ 搬出制限

発生農場を中心として半径10km以内の区域（上記を除く）を搬出制限区域として設定し、家きん等の搬出を禁止（搬出制限区域内では家きん等の移動は可能）

<参考>移動制限、搬出制限区域内の家きん農場数及び飼養羽数

区域	農場数	飼養羽数（羽）
移動制限（3km以内）	1	約16,000
搬出制限（10km以内）上記除く （うち岩手県管内）	25 (2)	約1,400,000 (約97,000)

(3) 消毒ポイントの設定

発生農場周辺の感染拡大を防止するため、発生農場周辺、半径3km及び10km地点付近に別紙のとおり6か所に消毒ポイントを設置予定（このうち緊急消毒ポイント設置済み）

(4) 調査・検査

県が国と協力して速やかに調査・検査を行う。

ア 疫学調査

発生農場における過去21日間の家きん、人及び車両の出入り等に関する情報を収集し、関連する家きんがいる場合には早急に調査を実施

イ 発生状況確認検査

24時間以内に半径3km以内にある100羽以上を飼育する農場に立入り、臨床検査、ウイルス検査等を実施

4 情報提供

(1) 注意喚起

県民、生産者、市町村、関係団体等への情報提供、注意喚起を随時実施する。また、ホームページに発生情報、防疫対応を随時掲載する。

(2) 風評被害の防止

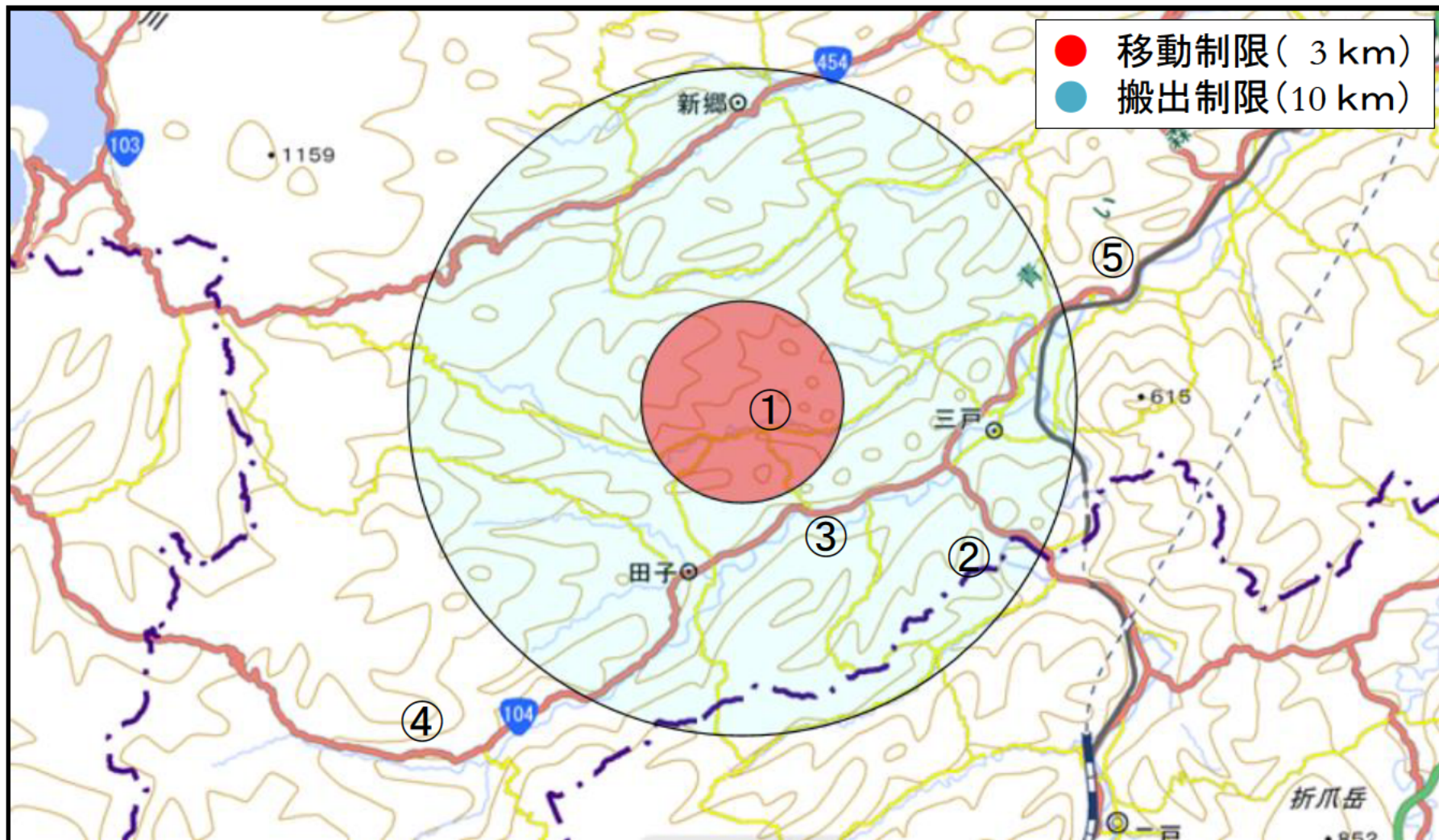
関係部局が、感染した鶏肉及び鶏卵が市場に出回ることはないこと、また、我が国では、これらを食べたことにより、人が鳥インフルエンザに感染した事例は報告されていないことをPRする。

(3) 相談窓口の設置

本庁及び出先機関に相談窓口を設置

- ・家畜・畜産物関係→県畜産課
- ・人の健康関係→県保健衛生課、各保健所
- ・野鳥関係→県自然保護課

消毒ポイント



消毒ポイント

番号	名称	所在地
緊急	現地	
①	三戸町猿辺支所	三戸町貝守字北向下田32
②	目時駐車帯	三戸町目時字沼尻68-1付近
③	三戸町斗川支所	三戸町斗内清水田14
④	関やすらぎの駐車帯	田子町関字関52-1付近付近
⑤	もしもしピット相内	南部町相内上ノ平63-1付近

青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議

【知事メッセージ】

本県では平成28年以来となる、高病原性鳥インフルエンザが三戸町内農場の鶏で発生しました。

現在、徹底した防疫措置を迅速に進めるとともに、感染拡大防止に万全を尽くしております。

発生農場は、ブロイラー用の卵を生産しており、感染のおそれのある卵は市場に流通していません。また、我が国では、これまで家きんの肉及び卵を食べたことにより、鳥インフルエンザが感染した事例は報告されていませんので、県民の皆様には、これまで通り、県産の鶏肉、卵の御愛用をお願いします。

また、家きんの飼養者の皆様におかれましては、引き続き、飼養衛生管理を徹底して、発生防止対策に万全を期すとともに、特に、早期発見・早期通報を徹底していただきたいと思います。